

ヘルマンさん 意見陳述

2012/9/14 東京高等裁判所第3回口頭弁論

私の名前はHERMANです。1957年4月2日にタンジュン村のバンチャ・ルブック集落で生まれました。現在55歳です。住居はカンパル川沿いのルマガダンがある場所でした。私は6人兄弟の二番目で、兄一人と弟2人、妹が2人がいました。ピリアン族に所属し、現在兄が慣習法指導者であるニニック・ママックです。父は農夫で母は主婦でした。家の財産としては、1ヘクタールの水田と15ヘクタールの陸稲の畑がありましたが、タンジュン村では貧しい方でした。

兄弟が多く経済的に困難であったため、村の小学校を卒業すると、すぐに同じ村にあった母方の叔父のゴム園で働きはじめました。そのゴム園で働いた収入によって、十分家計を支えることができました。

1983年に同じ村の妻と結婚し、妻の家族と同居しました。妻の家は高台の市場に面した現在の住居です。妻の家には水田が4分の1ヘクタール、ゴム園が2分の1ヘクタールありました。結婚後私は妻の家の水田やゴム園で働きましたが、2004年まで叔父のゴム園でも働き続けていました。

妻は主婦で、子供は7人です。長男はもう結婚して家を出ており、次男は働きながら大学に通っています。三男は高校生、四男は中学生、五男、六男は小学生、長女はまだ学校前です。子供が多いので経済的には大変です。

コトパンジャン・ダムが建設されることについて、村人は噂していましたが、私は高台にある妻の家に住んでいたもので、自分たちにどんな関係があるかわかりませんでした。また、ダムに関していろんな人が村に来たのは知っていましたが、その人たちが何のために来ているのかもわかりませんでした。当時、父は死亡しており、自分が生まれた川沿いの家には母と弟たちが住んでいました。そして村のモスクで実家の水田や畑などの財産リストが渡されましたが、私も家族もそれが何のためのものなのか意味がわかりませんでした。

ところが1993年3月に隣村のグヌブンス村の住民たちが全部移転しました。そのことから、ダムが完成した場合に村の低地に水が来ることがわかりました。そこで子供たちに危険が及ぶのを恐れて、村人たちは川沿いの低地から高台へ移り始めました。当時私は村の役職には就いていませんでしたが、人々が移転するのを手伝いました。

村人の移転が続く中、1998年のはじめに村の低地が冠水しました。突然水位が上昇し、私が昔住んでいた所では約2メートルの深さになり、1週間ほど水が引きませんでした。ダム建設によって、これほど水位が上がるという説明は事前に全くなかったもので、人々は恐怖を感じました。そのため、その後3年くらいの間、低地のバリック・タンジュン地区とバンチャ・ルブック地区に住んでいた約400家族全員が高台へ移ったのです。

その後も旧村は何度か冠水しましたが、だんだん水没面積と冠水日数は減少し、最近ではまったく冠水しない年も増えています。私にはその原因はわかりませんが、ダムに何か問題があるのかもしれない。

高台に移った約400世帯の村人に対しては、補償金が支払われました。しかし、その金額は土地の値段としては安すぎるものでした。私の場合、水没した実家の4筆の陸稲畑の補償金として、合計で約400万ルピアもらいました。値段が高い土地でも160万ルピアくらいで、最も安いものは36万ルピアくらいでした。実態の価格は1ヘクタールで約1500万ルピアの値打ちがあるものでした。また、インドネシア政府の測量チ

ームが行った土地の測量も不正なものでした。測量は2回実施されましたが、実測したのは私の実家の川向にあったバンチャ・ケロ地区の水田だけでした。1997年頃に2回目の測量がありましたが、キナワイ地区にあった陸稲畑はすでに水没していたため実測せず、目で見て大まかに広さが決められてしまいました。きちんと15ヘクタールが認定され、実体価格で計算されていれば、私の補償額は2億2500万ルピアになります。400万ルピアは、あまりにも低い補償額だといわざるを得ません。私だけでなく、水没の損害を被ったすべての村人は、測量が不正で補償金が安すぎると言っていました。また、多くの人が家屋の補償を受けることができませんでした。

移転した結果、特に水の問題が深刻になりました。移転前はとてもきれいな水が1年中、井戸から得られました。村人たちは家の近くに井戸を掘ったのですが、高台のため乾季になると干上がって使えません。水を買うお金がない人は、仕方なくカンパル川の水を汲んで使っています。家族で分担し、1日に2回、高低のある2〜3キロの距離をバケツで運んでいるのです。マンディ(水浴び)は川を使っていますが、ダム建設前は水がきれいだったので、どこでも水浴びができました。しかし現在は川岸に泥が堆積しているため、より遠い上流に行かざるを得なくなりました。

仕事に行くのにも余分な出費がかかるようになりました。移転前は川幅が狭く浅かったので、川向こうのゴム園には歩いて行くことができました。しかし、今は1週間に2万ルピアから3万ルピアを払って、船で渡りしか方法がありません。またダムができる前は陸稲畑があったので、米を買う必要がありませんでした。現在はゴム園の収益で米を買わなければなりません。米代は私の家では1ヶ月に50万ルピアかかりますが、これは村では平均的な金額です。教育費については小学校・中学校は授業料が無料ですが、それ以上になると負担が大きくなります。私の村では経済的な理由のため、子供を大学まで進学させている世帯は30%程度しかありません。さらに、水や米代などの負担増で生活が圧迫され、借金をしている人が移転前より大幅に増えました。

私は地区長として村の人たちと相談し、国営電力公社(PLN)に対して補償の見直しを要求しました。しかし、「手続きはもう終わった。補償が欲しければ裁判しろ」と拒否されました。このような状況だったので、日本で裁判を起こすという話を聞いて、とても喜びました。そもそも、村人たちの大半が引っ越しを余儀なくされた原因は、きちんとした計算をせずにダムを造った日本にあります。だから日本が被害の補償をするのは当然だと思いました。そして、裁判に勝てば生活が良くなると考えたからです。

そこで2002年5月に西スマトラ州のパダンで開催された大会に参加し、コトパンジャン・ダム被害者住民闘争協議会(BP RKDKP)に加わりました。タンジュン村からは967人の住民が日本の裁判の原告になりました。その後、私は住民闘争協議会(BP RKDKP)の役員として私たちの問題を解決するため、インドネシア国内でも様々な活動をしてきました。2007年には私を含めた7人の村の代表者がジャカルタへ行き、元州知事だったサレジャンシッド国会議員に補償の見直しを要求しました。彼は測量をやり直す約束しましたが、別の汚職で逮捕されたため実現しませんでした。

私たちには日本での裁判が残された最後の希望です。高等裁判所の裁判官のみなさん。私たちは絶対にあきらめません。地方裁判所の判決を取り消し、私たちに正義の判決を与えてください。

ありがとうございました。